令和４年６月９日

郡市区等医師会長　殿

大 阪 府 医 師 会 長
茂 松 茂 人
（ 公 印 省 略 ）

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の創設
及び一時支援金請求時の休業証明に関するご協力のお願い

平素より本会会務運営にご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、先日、日本医師会より各都道府県医師会および郡市区等医師会宛てに「日本医師会サイバーセキュリティ支援制度」に関する協力依頼が通知されました。

本制度は、いわゆるサイバーリスク保険（サイバー攻撃により発生した損害賠償責任や費用損害に関する補償等を提供する保険）ではなく、サイバー攻撃・個人情報漏えいが発生した場合に、初期対応を支援する費用として、一時金をお支払いする制度を含め、次の３つの柱により構成されています。

(1) 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
(2) セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
(3) 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

上記事項の (3) 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度の一部内容にある「サイバー攻撃の被害を受けた場合」につきましては、サイバー攻撃の影響で医療機関が 1 日以上休業した場合に追加の支援金を日本医師会が支払うこととしておりますが、休業の事実を確認するために、都道府県医師会または郡市区等医師会から休業証明書の発行を受けることを要件としております。そのため、大変恐縮ですが、貴会ご所属の日本医師会 A①会員から休業証明書の発行依頼がなされた場合には、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会　総務課企画室
（TEL 06-6763-7021・FAX 06-6764-0267）